

令和7年度スノーリゾートシティSAPPORO推進に係る欧米豪市場 プロモーション業務公募型プロポーザル提案説明書

1 実施主体

札幌市国際観光誘致事業実行委員会（以下、「実行委員会」という。）

2 業務名

令和7年度スノーリゾートシティSAPPORO推進に係る欧米豪市場プロモーション業務

3 業務の背景及び目的

札幌市では、インバウンドを始めとした観光客の増加及び滞在期間の長期化により、冬期の観光消費拡大を図ることを目指し、「スノーリゾートシティSAPPORO推進戦略」を策定し、スノーリゾートとしての世界的ブランドの確立を目指している。

近年、ニセコ等の北海道リゾートの認知が世界的に高まる一方、欧米豪市場における札幌のスキー・スノーボードのデスティネーションとしての認知はまだ低く、加えて来札外国人観光客においても札幌のスキー場への認知及びスキー・スノーボード実施率も伸びしろがあると考えられる。

そこで本事業では、旅マエ・旅ナカに訴求する複合的なプロモーションを実施することで、欧米豪市場における、札幌ならではの都市型スノーリゾートの認知拡大を図ることを目的とする。

4 業務委託期間

業務委託期間は、契約締結日から令和8年3月13日（金）までの所定の日とする。ただし、所定の日はプロモーションの内容に応じ委託者が定める。

5 予算規模

本業務の上限は18,000千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

6 業務の内容

メディア・インフルエンサー招請、Visit Sapporoを活用した旅ナカキャンペーンを企画・実施し、旅マエの旅行検討層及び旅ナカの旅行者に向けて、札幌市の都市型スノーリゾートの認知拡大を図る効果的なプロモーションを行うこと。

(1) 対象市場

米国、欧州、豪州

(2) ターゲット

下記ア及びイを満たすこと。

ア 嗜好

スキー・スノーボードを主目的とする旅行者*

*ここでいう「スキー・スノーボードを主目的とした旅行者」とは、パウダーハントを旅の主目的とする旅行者ではなく、スキー・スノーボードを主目的としつつ余った時間で観光も楽しみたいと考える層を指す

イ 市場別

米国：ミレニアルズ*を中心とした中間層～モダンラグジュアリー層**
の夫婦・カップル

欧州（英語圏）：20～30 代を中心としたモダンラグジュアリー層
の夫婦・カップル

豪州：ミレニアルズを中心とした中間層～モダンラグジュアリー層
のファミリー

*1981 年～1990 年代半ば頃までに生まれた世代。「モノ」より「コト」としての体験や経験等を好む。

**若い世代を中心に拡大を続けている高価なものより文化、本物、体験といったものに対して価値を見出す富裕層。

(3) メディア・インフルエンサー招請

対象市場及びターゲットへの旅マエの訴求を目的に、下記のとおりメディア招請を行うこと。

ア メディア・インフルエンサーの種類

インフルエンサーやWEBメディアのいずれか、又は両方

イ 媒体数・招請者数

招請するメディア・インフルエンサーは4媒体・4名以上とし、媒体の発信力・影響力等を鑑み適切な媒体数・人数の組み合わせを提案すること。

ウ 取材対象地域

札幌市内

エ 招請時期

令和8年1月頃

なお、悪天候時などに備え、体験の日程については、変更や延期等柔軟に対応できるような体制を整えておくこと。

オ 取材行程

3泊4日以上

カ 取材の調整、手配

取材実施に必要な一切の調整（取材先との連絡調整、被招請者との連絡調整等）、一切の手配（取材に係る宿泊、食事、通訳、ガイド・添乗員、交通手段・通信手段・カメラマン・撮影機材等の手配等）を実施すること。

なお、取材先・宿泊先の体験料・宿泊費等について、受託者が協賛を募り、行程に含めることも可能とする。

キ 情報発信

被招請者のメディアにおいて、当該業務委託期間中に取材内容について発信を行うこと。なお、発信内容については、札幌のスキー場の紹介にとどま

らず、食・文化・温泉・スノーアクティビティ等の観光要素を組み合わせ、札幌ならではの楽しみ方を訴求できるような札幌ならではのストーリー性を表す内容とすること。

なお、受託者は被招請者が発信する媒体において効果的に発信が行えるよう、必要なフォローアップを行うこと。

ク 言語

英語

コ 招請後の意見聴取

全ての行程終了後に、今後の札幌市における「スノーリゾートシティSAPPORO」推進に寄与すべく、コンテンツの磨き上げや認知度拡大に繋げるため、被招請者から意見を聴取すること。

(4) Visit Sapporoを活用した旅ナカキャンペーン

対象市場及びターゲットへの旅ナカの訴求を目的に、下記のとおりVisit Sapporoを活用した旅ナカキャンペーンを実施すること。

ア キャンペーンの企画・運営

Visit Sapporoウェブサイト内*にキャンペーンページを設置し、来道する旅ナカのターゲット層に対し、札幌ならではの都市型スノーリゾートの楽しみ方を訴求するとともに、札幌でのスキー・スノーボード体験及びアフタースキー体験の実施を促すキャンペーンを企画・実施すること。

なお、Visit Sapporo内のキャンペーンページは受託者が本事業において制作することとし、ページ制作に係る費用は本事業費に含めること。

また、本キャンペーンは、今シーズンの冬及び来シーズンの札幌でのスキー・スノーボード体験及びアフタースキー体験の実施率の向上に寄与するものとする。

*Visit Sapporoウェブサイト：<https://visit.sapporo.travel/>

イ キャンペーンの告知

来道する旅ナカのターゲット層に対し、効果的なタッチポイントを通じて告知し、Visit Sapporoウェブサイト内に設けたキャンペーンページへの流入を促すこと。

(5) 独自提案

上記以外で更なる宣伝効果や誘客に効果が期待できる場合は、企画の提案・実施を可とする。

なお、Visit Sapporoの下記SNSを活用することも可能とする。ただし、連携に係る費用は本事業費に含めること。

Instagram（英語）：<https://www.instagram.com/visit.sapporo/>

Facebook（英語）：<https://www.facebook.com/visitsapporo.en/>

(6) 実施結果の報告

業務完了期限までに、実施概要、実施結果及び効果を取りまとめて報告するものとする。報告は、画像や図表、数値データを用いて、できる限り分かりやすいものにする。

(7) その他

ア 札幌は下記のブランディングコンセプト（※）によりブランドイメージの確立を目指していることから、事業実施にあたっては、ブランドイメージを損なわないよう留意すること。

※ Powder in the City, SNOW resort city SAPPORO

（冬季のスキー・スノーボード観光促進に特化したブランディングコンセプト）

札幌は大都市に滞在しながらも、本格的な雪体験ができるという他に類を見ない街である。大都市にパウダースノーが降り積もる「雪の街の魅力」と「国際都市観光の魅力」が融合した都市型スノーリゾートとしての楽しさを提供する。

イ 本業務における一切の成果物（コンセプト、デザイン、画像、映像、印刷物、報告書等）は、委託者が札幌市のプロモーションを目的とした範囲において、無償で二次利用や次年度以降のプロモーションに継続使用ができるように調整を行うこと。

ウ 当該業務の実施にあたり、自らの責任において、事業に賛同する関連自治体・民間事業者から協賛金を募り、事業を拡大することができるものとする。ただし、その場合の事業費の拡大部分は委託者との契約額に含めないものとする。

7 企画提案を求める事項

以下の項目について、企画提案書を作成するものとする。なお、提案にあたっては、統計情報や各種レポート、自社の業務実績など、できる限り客観的なデータを用いた説明に努めること。

(1) 実施方針

対象市場における海外旅行動向・訪日旅行動向・市場特性等について分析し、本事業実施にあたっての基本的な考え方、企画の特徴等を示すこと。

(2) メディア・インフルエンサー招請

ア 招請するメディア・インフルエンサー

招請するメディアの概要（メディアが影響力のある国・地域、メディアで取り扱っている内容、読者・視聴者の属性、欧米豪でのメディアの発信力・影響力、情報発信の媒体等）を示すこと。

イ 招請時期・取材行程

招請時期及び行程（泊数、取材コンテンツ等）を示すこと。また、選定した取材コンテンツの概要、取材コンテンツを選定した理由（選定したコンテンツが、ターゲット層に効果的に魅力を発信できると見込める理由等）を併せて示すこと。

ウ 情報発信内容

各メディアの情報発信のテーマ・コンセプト、分量（記事や動画の長さ、発信回数等）、構成の想定等の制作内容を示すこと。

エ 招請後の意見聴取

体験終了後の意見聴取について、実施方法・聴取を想定する内容等を示すこと。

(3) Visit Sapporoを活用した旅ナカキャンペーン

ア キャンペーンのテーマ・コンセプト・全体像

キャンペーンのテーマ・コンセプト・キャンペーン概要や全体像を示すこと。

イ キャンペーン内容

PRする具体的なコンテンツや情報、デザインやグラフィックといったキャンペーン内容や期間等を具体的に示すこと。また、キャンペーンのランディングサイトのイメージを示すこと。

また、札幌でのスキー・スノーボード体験及びアフタースキー体験の実施を促す具体的な仕掛けを示すこと。

ウ キャンペーン告知方法

具体的なキャンペーンの告知手法・告知場所・媒体、告知期間等について示すこと。

(4) 効果測定

ア 当該事業の有効性を測る事業指標及び成果指標を設定し、それぞれの設定目標を示すこと。

イ 当該事業指標及び成果指標の具体的な測定方法、測定時期を示すこと。

ウ 当該事業に基づく波及効果の測定について提案がある場合は、波及効果の内容（指標）、測定方法、測定時期及び目標についても示すこと。

(5) 実施体制及び実施スケジュール

ア 業務体制（人員体制を含む。但し、必ずしも氏名を明示する必要はない。）並びに業務の総括責任者及び各パートの責任者の役職及び実績を示すこと。

イ 提案者及び業務体制を構成する事業者の会社概要並びにこれまでの類似業務の実施実績を示すこと。

ウ 準備及び効果測定を含めた業務スケジュールを示すこと。

(6) 見積もり

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。

8 参加資格要件

参加者は、次の要件をすべて満たすこと。また、下表に定める必要書面を申込書と同時に提出を行うこと。ただし、札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、提出を省略できる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 当市において、入札等への参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合が参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での参加を希望していないこと。
- (5) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが(1)～(6)を満たす必要がある。また、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

<提出する書面>

※札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、提出を省略できる。

提出書面	備考
ア 申出書	(様式3)
イ 登記事項証明書	※登記は現在事項証明または全部事項証明（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
ウ 財務諸表（直前2期分）	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書 （市区町村税）	※本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
オ 納税証明書 （消費税・地方消費税）	※未納がない旨の証明書(その3の3)(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの

9 参加手続きに関する事項

(1) 日程

ア 公募開始

令和7年9月30日（火）

イ	参加申込書の提出期限	令和7年10月14日（火）	12時00分必着
ウ	企画提案書の提出期限	令和7年10月21日（火）	12時00分必着
エ	ヒアリングの実施	令和7年10月30日（木）	
オ	選定結果の通知	令和7年11月上旬	
カ	契約締結	令和7年11月上旬	

(2) 提出書類

各種書類は、実行委員会（札幌市観光・MICE推進課）へ持参又は郵送（ただし、書留郵便に限る）により提出すること。

ア 参加申込書（様式1） 1部

イ 企画提案書及び参考見積書（様式自由、A4縦、両面使用）

・表紙に提案者の団体名称を記載したもの 3部

・提案者の団体名称が記載されていないもの 12部

ウ 上記イのPDFデータ（CD又はDVD-R） 1部

(3) その他の留意事項

ア 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。

イ 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。

ウ 提出のあった申込書類は返却しない。

審査の公正を期するため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなどプロポーザル参加者を特定できる表示を付さないこと。

(4) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたって質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の書面（様式2）に質問の要旨を簡潔に記入し、実行委員会に電子メールで送信するものとする。

ア 質問受付期限

令和7年10月6日（月）12時00分

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を札幌市ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

kanko@city.sapporo.jp

※メールのタイトルは「（団体名）「令和7年度スノーリゾートシティSAPPORO推進に係る欧米豪市場プロモーション業務」質問書」とする。

10 契約候補者の選定方法

本プロポーザルにおいて、企画提案の内容は、実行委員会の構成団体等からなる「札幌市国際観光プロモーション企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）を設置して評価する。評価及び契約候補者の選定は、実施委員会が審査を行って、最も適当と思われる提案者を選定し、もって契約候補者とする。

(1) 参加資格の審査及び結果の通知

「8 参加資格要件」に基づき審査を行い、参加資格を満たさない場合は通知する。

(2) 評価の基準

評価項目	評価内容	配点
実施方針の的確性 (7(1)関係)	実施方針は、提案説明書の理解や対象市場の特徴への理解・分析に基づき、適切に策定されているか。	5
メディア・インフルエンサー招請 (7(2)関係)	招請するメディア・インフルエンサーは、ターゲットに対し発信力・影響力があり、効果的に認知拡大を図ることが期待できるか。	20
	情報発信の内容・発信量は、ターゲットの関心を惹きつけ、効果的に札幌の都市型スノーリゾートの魅力を訴求できるものであるか。	20
Visit Sapporoを活用したキャンペーン (7(3)関係)	キャンペーン内容は、札幌ならではの都市型スノーリゾートの楽しみ方を効果的に訴求できるものとなっているか。	15
	キャンペーンには、札幌でのスキー・スノーボード体験やアフタースキー体験の実施を促す効果的な仕掛けが講じられているか。	10
	告知の手法・場所・媒体・期間等は、ターゲットに対し、効果的な露出が図れるものとなっているか。	15
効果・目標の妥当性 (7(4)関係)	効果を測る指標が適切であり、目標の設定が妥当であるか。	5
体制計画の適否 (7(5)関係)	業務を遂行するための適切な業務体制が確保され、確実に遂行し得るスケジュールになっているか。	5
経費の妥当性 (7(6)関係)	提案内容に対して積算額が妥当であるか。	5

(3) 実施委員会によるヒアリングの実施

企画提案者によるプレゼンテーション及び評価委員からのヒアリングを行い、契約候補者を選定する。ヒアリングの実施にあたっては、次のとおり行うものとする。

企画提案者側の出席者は各団体3名までとする。

イ ヒアリングは、1企画提案あたり、25分（企画提案書に基づくプレゼンテーション15分、質疑応答10分）を想定し、順次個別に行うものとする。

(4) その他

ア 提案者の数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。

イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。

ウ 総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。

エ 提案者が一者となった場合、総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

オ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

11 契約

契約については、選定された契約候補者と実施主体の間で詳細を交渉のうえ、締結するものとする。ただし、この交渉の中で、企画提案内容の一部を変更することがある。また、契約候補者が「8 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合や契約候補者との交渉が不調に終わった場合は、実施委員会において次点とされた団体と交渉する場合がある。なお、契約は実施主体と締結するものとし、その手続きは、札幌市契約規則を準用する。

12 参加資格の喪失

本プロポーザルにおいて、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあっては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき

13 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者。
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者。
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者。

14 参加資格等についての申立て

本プロポーザルにおいて参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

15 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

16 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権

ア 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。

- イ 実施委員会が本件プロポーザルの実施に必要と認めるときは、企画案を実施委員会が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- ウ 提案者は、実施委員会に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- エ 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (2) 成果物の著作権
- ア 受託者は、委託者に対し、本件契約に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。
- イ 受託者は、成果物に関する著作者人格権を委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- ウ 受託者は、委託者に対し、受託者が当該事業の実施に係る成果物（以下、「本著作物」という。）を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害する者でないことを保証する。
- エ 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

17 各書類の提出先・問合せ先

担 当 札幌市国際観光誘致事業実行委員会事務局 吉村、小笠原
（札幌市経済観光局観光・MICE推進部観光・MICE推進課内）

住 所 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎15階

電 話 011-211-2376

F A X 011-218-5129

メー ル kanko@city.sapporo.jp